

京都市告示第 19 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで、京都市身体障害者リハビリテーションセンターの公金徴収事務を次のとおり委託します。

平成 23 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地	附属病院部門における医事 業務

(身体障害者リハビリテーションセンター)